

# 合併協定書

平成17年2月21日

塩 山 市  
勝 沼 町  
大 和 村

## 1 合併の方式

塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合併については、対等合併により行う。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年11月1日とする。

## 3 新市の名称

こうしゅうし  
新市の名称は、甲州市とする。

## 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所は、当面既存の施設を活用することとし、塩山市役所（山梨県塩山市上於曽1040番地）に置く。
- 2 現在の塩山市役所、勝沼町役場、大和村役場に地域総合局（仮称）を置くこととし、現行の行政サービスの低下を招かないよう、その組織及び機構について合併時まで定める。

## 5 財産・公の施設の取扱い

- 1 財産及び公の施設については、全て新市に引き継ぐ。
- 2 所有する債務については、全て新市に引き継ぐ。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会議員の定数は、20人とし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する、議会の議員の定数及び任期に関する特例はこれを適用しない。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙については、合併前のすべての関係市町村

の区域ごとに、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設け、各選挙区の定数は、塩山市の区域12人、勝沼町の区域6人、大和村の区域2人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年1月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 8 地方税の取扱い

1 個人市民税均等割の税率は3,000円とし、納期は塩山市、大和村の例による。

(個人市民税の納期)

第1期 6月1日から 6月30日

第2期 8月1日から 8月31日

第3期 10月1日から 10月31日

第4期 1月1日から 1月31日

2 法人市民税法人税割の税率は13.1%とする。

3 固定資産税の納期は塩山市の例による。

(固定資産税の納期)

第1期 5月1日から 5月31日

第2期 7月1日から 7月31日

第3期 12月1日から 12月25日

第4期 2月1日から 2月 末日

4 軽自動車税の納期は大和村の例による。

(軽自動車税の納期)

全期 4月11日から 4月30日

- 5 都市計画税は、新市において都市計画法土地利用計画に基づいて、課税範囲を検討する。
- 6 入湯税の税率は、現行のとおりとする。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一する。なお、現職員については、現給を保証する。
- 4 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。

## 10 地域自治組織の取扱い

- 1 新市において地域自治組織を設置する。地域自治組織の内容については、合併時まで定める。
- 2 市民と行政の協働体制を確保するため、地域自治組織には地域協議会(仮称)及び地域総合局(仮称)を設ける。その内容については、合併時まで定める。

## 11 特別職等の身分の取扱い

- 1 常勤の特別職の身分については、法令の定めるところによる。
- 2 その他の条例で定める特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として設置する。いずれかの市町村に設置されているものは、新市において調整する。
- 3 報酬等は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基準に調整する。

## 1 2 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業の調整、確認内容及び「東山梨地域の合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整する。

## 1 3 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構については、新市における組織及び機構の整備方針及び地域自治組織との関係を考慮し、合併時までには整備する。

### 【新市における組織及び機構の整備方針】

- 1 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 2 市民の声が適正かつ迅速に反映できる組織・機構
- 3 市民と行政の協働によるまちづくりが実現できる組織・機構
- 4 緊急・非常時に即応できる組織・機構
- 5 新市まちづくり計画を円滑に推進できる組織・機構
- 6 地方分権を見据えた、新たな行政課題に対応できる組織・機構

## 1 4 一部事務組合の取扱い

一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。

## 1 5 町名・字名の取扱い

- 1 塩山市の大字の名称は、現行の大字名の前に、塩山を付した大字とする。
- 2 勝沼町、大和村は、現行の大字名の前に、旧町村名を町名として付した大字とする。

## 【例】

### 【旧塩山市】

甲州市塩山上於曾 番地

### 【旧勝沼町】

甲州市勝沼町勝沼 番地

### 【旧大和村】

甲州市大和町田野 番地

## 1.6 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、共通している団体は、合併時に統合できるように調整に努め、独自性のある団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 1.7 地域総合局（仮称）・出先機関の取扱い

- 1 現行の市町村庁舎を活用して、地域総合局（仮称）を設置する。
- 2 出先機関については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 1.8 行政連絡機構の取扱い

- 1 行政区については、現行のとおり新市に移行する。
- 2 行政連絡員制度については、条例・規則等を制定し、任期2年で合併時に設置する。
- 3 区長報酬等については、合併時まで調整する。
- 4 各区運営・区長会運営・研修補助については、合併時に統一する。

## 1.9 出資団体の取扱い

出資団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 2 0 財産区の取扱い

財産区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 2 1 広聴・広報の取扱い

- 1 広報紙については、新市において発行する。
- 2 C A T Vの施設は新市に引き継ぎ、市全域に情報サービスが提供できるよう検討する。
- 3 ホームページについては、合併時まで作成し、新市において公開する。
- 4 市勢要覧については、新市において発行する。
- 5 Eメール等を活用し、新市において広聴に努める。

## 2 2 電算システムの取扱い

電算システムについては、公共施設間を光ファイバー等で結び、合併時に電算システムが稼働できるように整備する。

## 2 3 慣行の取扱い

- 1 市章については、合併時に制定する。
- 2 市民憲章、市の花、木、鳥、市歌、シンボルマーク、キャッチフレーズについては、新市において制定する。
- 3 表彰、宣言については、新市において調整する。
- 4 名誉市民表彰については、新市において新しい基準により選定する。

## 2 4 消防団の取扱い

- 1 消防団組織については、合併時に統合する。
- 2 団員報酬、費用弁償については、合併時に統一する。

- 3 各種表彰については、新市において調整する。
- 4 被服貸与については、合併時に事業計画を策定し実施する。
- 5 団員退職報償金については、国の制度を基本とし、合併時に条例を制定して実施する。
- 6 公務災害補償については、国の基準に準じ、合併時に条例を制定して実施する。
- 7 各種行事、大会、訓練については、各地域の経過及び実情を踏まえ、新市において調整する。
- 8 相互の応援協定については、新市において調整する。
- 9 消防施設及び設備については、現行のとおり新市へ引き継ぎ、新市において整備計画を定める。
- 10 消防委員会を新市において設置する。その他の組織については、新市において調整する。
- 11 地域防災計画については、新市において新たに策定する。

## 2 5 上水道（簡易水道）の取扱い

- 1 上水道事業の水道料金については、当面、現行のとおりとし、峡東地域広域水道企業団からの受水を見据えながら、できるだけ早期に統一する。
- 2 簡易水道の水道料金については、当面、現行のとおりとし、新市において随時見直しを行う。
- 3 上水道事業、簡易水道の加入金・負担金、各種手数料については、合併時に統一する。
- 4 水源等の主要施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 水道事業計画については、現行の計画を新市に移行し、峡東地域広域水道企業団からの受水までに、簡易水道の統合も含めた計画の見直しを行う。



## 2 6 下水道（公共下水道事業・合併処理浄化槽）の取扱い

- 1 受益者負担金（分担金）については、各市町村の実情により決定されたものであるため、当面、現行のとおりとし、新市において下水道計画の見直しの際に検討する。
- 2 公共下水道事業の使用料については、基本料金を設定した算定方法は現行のとおりとし、合併後、上水道（井戸水等を含む。）の使用水量を基準とし、できるだけ早期に統一する。
- 3 合併処理浄化槽の使用料については、当面、現行のとおりとする。
- 4 処理区域については、当面、現行のとおり継続し、新市において下水道計画の見直しを行い、必要な調整を図る。
- 5 合併処理浄化槽設置費補助金制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 2 7 病院・診療所の取扱い

- 1 高度な医療の提供、在宅及び遠隔地における医療サービスの向上を目的に、新市に引き継ぐ。なお、東山梨地域の現行の医療体制を勘案する中で、公立病院としての役割を担うため、病院、診療所の連携による合理化や事業の改善等については、新市において調整する。
- 2 使用料、手数料等については、合併時に統一する。
- 3 病院、診療所運営組織については、新市において新たに設置する。

## 2 8 国民健康保険の取扱い

- 1 税率については、合併年度は不均一課税とし、合併翌年度に統一を図る。税額の算定方法については、現行のとおりとする。
- 2 国保財政調整基金については、合併時に保有する額を持ち寄ることとする。

## 2 9 社会福祉協議会の取扱い

- 1 社会福祉法に基づき、合併時までに統合できるよう、その促進について支援する。
- 2 事業委託、事業補助については、行政と社会福祉協議会との協議のうえ、事業内容等を考慮し、合併時までに調整する。
- 3 効率的、効果的な組織体制に統合するため、組織、人員配置については、行政との協議のうえ、社会福祉協議会合併協議会において合併時までに調整する。

## 3 0 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、新市において策定する。
- 2 組織・機構については、管理部門、徴収部門を合併時に一体化する。
- 3 介護保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し平成18年度から統一する。平成17年度は不均一賦課とする。
  - (1) 保険料所得段階については、5段階とする。
  - (2) 保険料(普通徴収)納期については、本算定賦課月後、年6回とする。
- 4 保険料の減免及び猶予については、新市において要綱を定める。
- 5 会計等に関わる事務については、合併時に統一する。介護保険給付費支払準備基金積立金については、合併時の保有額を持ち寄り、介護保険財政基盤の確保を目的とする基金を、新市において設置する。
- 6 介護支援専門員に関することについては、以下のとおりとする。
  - (1) 基幹型在宅介護支援センターを中心に、介護支援専門員の業務を、積極的に支援する。
  - (2) 居宅介護支援事業所については、新市に引き継ぎ、民間の事業所と連携を図る中で運営を行う。
- 7 介護サービス事業者に関することについては、以下のとおりとする。
  - (1) 介護サービス事業者の、サービスの向上を目的に、新たに介護サービス事

業所連絡会を新市において設置する。

(2) 訪問看護サービス事業については、新市において調整する。

### 3.1 学校給食の取扱い

- 1 調理施設については、当面現行の方式とし、新市において施設整備の状況を考慮し、方式を検討する。
- 2 職員、調理員、栄養士の配置については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 3 給食については、安全で栄養バランスの取れた給食の提供と適正な負担を考慮することとし、給食費及び給食費の会計については、合併時まで調整し、新市において統一する。

### 3.2 通学区域の取扱い

- 1 小中学校の通学区域は、当面現行のとおりとし、旧市町村境の区域については、学区の弾力的な運用に努める。新市において、将来にわたる児童生徒数の動向を考慮し、各学校の適正規模、適正配置を検討し、通学区域の見直しを行う。
- 2 各自治体が運行するバスの児童生徒の利用方法については、新市における運行計画の策定にあわせて調整する。
- 3 その他各種補助制度については、新市において調整する。

### 3.3 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料については、現行のとおり新市に移行する。なお、住民の一体性の確保、負担の公平性の観点から統一すべきものについては、合併時に統一する。
- 2 手数料については、合併時に統一する。

### **3 4 補助金・交付金の取扱い**

補助金・交付金・負担金については、原則として現行のとおり新市に移行し、整理統合できる補助金等については、新市において調整する。

### **3 5 情報公開・個人情報保護に関すること**

- 1 情報公開制度は、合併時に条例を制定し、実施する。
- 2 個人情報保護制度は、合併時に条例を制定し、実施する。

### **3 6 総合計画に関すること**

総合計画については、新市において、総合計画審議会を設置し策定する。

### **3 7 男女共同参画に関すること**

- 1 男女共同参画推進計画については、新市において制定する。
- 2 男女共同参画策定及び推進に関する委員会を新市に設置する。各市町村の男女共同参画策定及び推進に関する委員会については、地域における推進組織に再編する。

### **3 8 友好都市・姉妹都市・国際交流・国内交流に関すること**

- 1 友好都市・姉妹都市については、検討中のものを含め現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 国内交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 地域間交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### **3 9 市町村営バスに関すること**

市町村営バスについては、現行のとおりとし、新市において新たな運行計画を策

定する。

## **4 0 農業振興地域整備計画に関すること**

農振農用地区域については、現行のまま新市に移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」に基づき調整する。

## **4 1 農業振興に関すること**

- 1 農業振興のための国、県補助事業については引き続き実施し、単独事業については新市において調整する。
- 2 農業振興のための補助金、交付金及び利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。

## **4 2 林業振興に関すること**

- 1 森林整備計画については、現行のまま新市に移行し、新市において策定する。
- 2 林業振興のための国、県補助事業については引き続き実施し、単独事業については新市において調整する。

## **4 3 農業土木事業に関すること**

- 1 土地改良事業の継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 県営、団体営土地改良事業の用地取得については買収とし、買収価格については、不動産鑑定価格を基準とする。県単、市町村単独土地改良事業については、用地取得の方法を新市において検討する。
- 3 土地改良事業受益者負担金については、新市において検討する。

#### **4 4 観光振興に関すること**

- 1 観光振興計画については、新市において策定する。
- 2 地域の特性あるイベントは、新市においても継続する。一本化できるものについては、新市において総合的に検討する。

#### **4 5 商工会に関すること**

商工会については、合併後速やかに統合できるよう、それぞれの実情を尊重しながら、その促進について支援する。

#### **4 6 温泉・集客施設に関すること**

温泉、集客施設については、新市に引き継ぎ、地域の特性を生かした運営方法を検討する。

#### **4 7 融資制度に関すること**

小規模企業者小口資金については、現行制度を新市全体を対象として継続し、内容については、合併時に統一する。その他の融資制度については、塩山市の例を基準に新市において調整する。

#### **4 8 観光協会に関すること**

観光協会については、合併後速やかに新市の観光協会を設置するよう調整する中で、地域の特性を生かした観光振興を図る。

#### **4 9 勤労者・消費者・雇用対策に関すること**

- 1 勤労者への融資制度については、塩山市の制度を基本として、新市において調整する。その他の事業についても、新市において調整する。また、勤労者対

策として設置した施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- 2 新市において消費生活相談員を委嘱し、消費者知識の普及に努める。
- 3 国、県の補助事業を活用しながら、雇用対策を図る。
- 4 企業誘致に関する条例については、現行の制度を基本とし新市において調整する。

## 5 0 都市計画に関すること

- 1 用途地域等及び用途地域の建ぺい率、容積率については、現行のとおり新市に移行し、新市の都市計画マスタープラン策定時に検討する。
- 2 開発指導要綱については、合併時まで調整する。
- 3 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。
- 4 都市計画審議会については、新市において設置する。
- 5 現在、継続中の都市計画事業については、新市において引き続き実施する。

## 5 1 道路・河川・公園等に関すること

- 1 道路占用許可については、合併時に規則を制定する。道路占用料については、新市の全域を対象に徴収することとし、合併時に統一する。
- 2 新市において新市建設計画に基づく新たな道路網整備計画を策定し、計画的な道路整備を行う。なお、継続事業については、新市に引き継ぐ。
- 3 3市町村において既に市町村道として認定されている道路については、市道とする。ただし、3市町村間を接続する道路については、路線区分等も含めて新市において調整する。
- 4 河川占用許可については、合併時に規則を制定する。河川占用料については、合併時に条例を制定し徴収する。
- 5 補助事業による道路整備の用地取得については買収とし、買収価格は不動産鑑定価格を基準とする。単独事業による道路整備については、用地取得の方法を、新市において検討する。

- 6 公園、駅前広場等の維持管理については、合併時までに調整する。都市公園を含む公園条例については、合併時に制定する。
- 7 法定外公共物の管理に関する条例については、合併時に制定する。
- 8 地籍調査については、計画中の事業は新市に引き継ぐ。

## 5 2 公営住宅に関すること

- 1 入居基準、入居時の契約、退去時の条件については、合併時に統一する。
- 2 家賃については、現状の算定方式を新市に移行する。徴収方法については、合併時に統一する。
- 3 公営住宅ストック総合活用計画に位置づけられる建替え等の計画については、新市に引き継ぐ。その他の公営住宅整備については、新市において検討する。

## 5 3 戸籍・住民基本台帳・諸証明・窓口業務に関すること

- 1 合併時に、システムを統一し、住民サービスの向上に努める。
- 2 外国人登録事務は電算処理化し、外国人登録原票記載事項証明書等証明書を除き、本庁に一本化する。なお、本庁に専門的な知識を有する職員を配置し、住民サービスの向上に努める。
- 3 土、日、祝日の対応については、日直者対応とし、合併時までに調整する。また、平日時間延長についても合併時までに調整する。
- 4 手数料については、合併時に統一する。

## 5 4 高齢福祉に関すること

- 1 高齢者保健福祉計画については、新市において策定する。
- 2 国、県の制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 一人暮らし老人向け事業については、介護予防・地域支え合い事業で実施するように、合併時までに調整する。



- 4 民間社会福祉施設補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 高齢者の各種行事については、新市において実施方法を検討する。
- 6 温泉施設等における割引制度については、新市において調整する。
- 7 敬老祝金については、支給年齢、並びに金額の見直しを行う。なお、祝品、長寿録については廃止する。
- 8 介護予防・地域支え合い事業については、継続する。内容については合併時まで調整する。
  - (1) 介護慰労金については、合併時まで調整する。
  - (2) 基幹型在宅介護支援センターについては、新市において設置する。

## 5.5 社会福祉に関すること

- 1 国、県の制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 各市町村が独自に実施している事業については、合併時まで調整する。
- 3 生活保護については、新市の福祉事務所において実施する。
- 4 塩山市立鈴宮寮については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 民間社会福祉施設補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 民生委員、児童委員については、国の制度のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。活動費等については新市において調整する。

## 5.6 障害者福祉に関すること

- 1 障害者福祉計画については、新市において策定する。
- 2 国、県の制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 各市町村が独自に実施している事業については、合併時まで調整する。
- 4 重度心身障害者福祉タクシー事業については、県補助事業を考慮し、新市において調整する。
- 5 心身障害児・者一時養護サービス利用費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。資格要件については、合併時まで調整する。

## 5 7 児童福祉に関すること

- 1 国、県の制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 各市町村が独自に実施している事業については、合併時まで調整する。
- 3 乳幼児医療費助成については、ひとり親家庭医療費助成、及び重度心身障害者医療費助成と併せて、新市において調整する。
- 4 保育所については、次のとおりとする。
  - (1) 保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。通常保育時間、延長保育時間、それに関わる経費については地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。
  - (2) 保育料については、現行のとおりとし、合併翌年度に階層区分を見直し統一する。
- 5 放課後児童クラブ及び児童館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法などについては、利用者の利便性向上のため、新市において検討する。
- 6 出産入学祝金については、少子化対策及び福祉の増進を目的に、合併時まで調整する。

## 5 8 母子保健に関すること

- 1 母子保健については、安心して子育てができる環境づくりのため、新市において、一層の母子保健サービスの充実強化に努める。
- 2 母子健康手帳交付、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査については、現行のとおり継続して実施する。内容については、合併時まで調整する。

## 5 9 成人・老人保健に関すること

成人及び老人に対する保健サービスについては、現行の水準を維持し、新市において、一層のサービス体制を充実する。

## 6 0 予防接種に関すること

予防接種法並びに結核予防法に基づき、個別化の方向で合併時まで調整する。

## 6 1 難病に関すること

難病対策については、生活支援体制を整備し、合併時まで調整する。

## 6 2 感染症に関すること

- 1 結核予防法に基づき、継続して実施するが、内容については、合併時まで調整する。
- 2 感染症法の動向を踏まえ、対応策については、新市において検討する。

## 6 3 廃棄物処理に関すること

- 1 ごみの分別、収集区域、収集方法、収集頻度については、現行のとおり移行し、新市において、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画を策定し、より効率的な収集体制の整備に努める。
- 2 指定ごみ袋については、合併時まで調整する。
- 3 ごみ処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、塩山市の処理施設については、合併時の体制で新市に引き継ぐものとする。収集処理委託については、現行のとおり移行し、新市において、調整する。手数料については、現行のとおりとする。
- 4 ごみの減量化対策、環境保全対策等現行の組織については、新市において、減量化、資源化に関する条例を制定し、再編する。関係補助金については、内容を精査し、合併時まで調整する。
- 5 廃棄物処理に関する詳細については、合併時まで別に定めることとする。

## 6 4 し尿処理に関すること

- 1 し尿、汚泥処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、処理手数料については、現行のとおりとする。
- 2 し尿、汚泥の収集区域、処理方法については、必要な見直しを行い合併時まで調整する。
- 3 し尿処理に関する詳細については、合併時まで別に定めることとする。

## 6 5 学校管理に関すること

- 1 学校施設の整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画的に実施する。
- 2 耐震診断については、新市において計画的に実施し、耐震補強工事については、危険状況、建築年度を考慮し実施する。校舎と付属建物の危険状況が同等の場合は、校舎を優先する。

## 6 6 就学奨励に関すること

- 1 就学奨励事業については、国の基準に基づき新市において調整し、新たな交付要綱を定める。
- 2 準要保護認定基準については、国の基準に準ずるが、新市において新たな要綱を定める。
- 3 幼稚園就園奨励費補助制度については、勝沼町の例により、新市に引き継ぐ。
- 4 奨学金制度については、新市において新たな制度の創設を検討する。
- 5 スクールカウンセラー等については、新市に設置し相談体制を充実する。

## 6 7 教育事業に関すること

- 1 小中学校の特色ある教育事業については、新市において引き続き実施する。

- 2 外国人英語指導助手については、現行の設置状況を継続し、外国語教育の充実を図る。各学校への配置、学習時間等については、新市において調整する。
- 3 障害特殊教育については、現行の設置状況を継続し、新市において調整する。
- 4 情報教育については、施設の整備や情報教育内容の充実に向け、新市において計画的に実施する。
- 5 基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない人権教育を新市において推進する。
- 6 各種研究費等については、新市において新たな基準を定める。
- 7 修学旅行等校外学習事業については、各市町村おける経緯を尊重し、新市において調整する。
- 8 健康診断については、学校保健法に基づき、新市において引き続き実施する。

## **6 8 学校人事に関すること**

- 1 学校司書については、学校図書室や児童生徒の状況を考慮し、新市において適正な配置を検討する。
- 2 学校用務員については、新市において適正な配置を検討する。
- 3 代替教員については、現行の内容を基準に調整し、新市において新たな基準を定める。
- 4 市町村単独教員については、現行の内容を基準に調整し、新市において新たな基準を定める。
- 5 学校医については、現行のとおり新市に配置する。報償等については、新市において新たな基準を定める。

## **6 9 教育委員会に関すること**

- 1 教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新市において選任する。
- 2 教育功労者等の表彰については、新市において新たな基準を定める。

## 7 0 社会教育に関すること

- 1 社会教育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理運営方法については、合併時まで調整する。
- 2 青少年育成カウンセラー、社会教育指導員については、新市において新たに設置する。
- 3 地域の特色ある生涯学習及び社会教育事業並びに芸術文化事業は、現行の内容を基準に調整し、新市において公民館事業と連携を図りながら、住民参画による運営を推進する。
- 4 文化協会については、新市において統合するよう調整する。
- 5 成人式については、新市において開催する。
- 6 社会教育委員については、新市において設置する。現行の社会教育委員については、地域の生涯学習の推進組織に再編する。
- 7 地域の特色ある社会教育団体は新市に引き継ぐ。活動内容等については、新市において調整する。
- 8 結婚相談所は対応窓口を統一し新市において設置する。事業内容については、新市において調整する。

## 7 1 公民館に関すること

- 1 合併時に現行の中央公民館のいずれかを新市の中央公民館と定める。現行の中央公民館、地区公民館、自治公民館については、現行の所管区域とし、これまでどおり地域に密着した施設として活用する。
- 2 公民館講座及び各種事業については、現行の内容を基準に調整し、新市において社会教育事業と連携を図りながら、住民参画による運営を推進する。
- 3 新市において、中央公民館及び地区公民館に、公民館運営審議会を設置する。現行の公民館運営審議会は、地域の公民館活動を推進する団体等に再編する。

## 7 2 文化財に関すること

- 1 歴史資料館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな指定文化財制度を協議する。協議中の文化財については、新市の文化財審議会において決定する。
- 3 埋蔵文化財、民俗資料等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな調査・活用策を協議する。
- 4 国県補助事業、文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 文化財審議会を新市に設置する。現行の文化財審議会は、地域の文化財保護団体に再編する。

## 7 3 図書館に関すること

- 1 合併時に現行の図書館のいずれかを新市の中央図書館と定める。現行の施設は、地域の特色を生かした図書館とする。
- 2 資料及び地域の特色のある図書館事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 利用者サービスについては、現行のとおり新市で実施し、新市において開館時間や休館日を調整する。
- 4 図書館協議会については、新市において設置する。現行の図書館協議会等は地域館の利用者協議会に再編する。
- 5 ボランティア団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 7 4 社会体育に関すること

- 1 体育祭、スポーツ大会、スポーツ教室については、現行の内容を基準に調整し、新市において実施する。
- 2 体育指導委員、スポーツ振興審議会については、新市において設置し、定数

及び任期等については新市において調整する。現行の体育指導委員、スポーツ振興審議会については、地域の体育振興の推進組織に再編する。

3 体育協会については、新市において統合するよう調整する。

## 7 5 社会体育施設に関すること

1 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営体制については、合併時まで調整する。

2 学校体育施設開放については、学校教育に支障のない範囲で現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 新市建設計画について

新市建設計画については、別添「**甲**州市まちづくり計画」に定めるとおりとする。



# 調 印 書

塩山市、勝沼町及び大和村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく東山梨地域合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月21日

塩 山 市 長 .....

勝 沼 町 長 .....

大 和 村 長 .....

# 特別立会人

山梨県知事 .....

# 立会人

塩山市議会議長 .....

勝沼町議会議長 .....

大和村議会議長 .....

塩山市議会

新市将来構想推進特別委員長 .....

勝沼町議会

合併調査特別委員長 .....

大和村議会

東山梨地域合併調査特別委員長 .....

# 立 会 人

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

# 立 会 人

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....

協議会委員 .....